

個人所得に係る主な税制改正の概要

令和2年度（令和元年分）以降の適用分

1 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税に係る指定制度が導入され、指定外地方団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄付金は、ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除分）の対象外となりました。

- 令和元年6月1日以降、ふるさと納税の対象とならない団体
5団体（1都、4市町）

都道府県	東京都
市区町村	小山町（静岡県）、泉佐野市（大阪府） 高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

※総務省ふるさと納税ポータルサイトより抜粋（令和元年12月19日現在）

なお、個人住民税に係る寄附金税額控除の特例対象分は対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税に係る寄附金税額控除の基本控除は従来通り対象となります。

2 住宅借入金等特別税額控除の見直し

消費税率引き上げにより、所得税及び住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間が延長されました。なお、延長された期間における控除可能額については、消費税率2%の引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。

- 適用期間の延長

所得税及び住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間が、現行の10年から13年間に延長されます。なお、1年目から10年目の住宅借入金等特別税額控除は、現行制度と同様です。

- 適用条件

①住宅の取得等をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供すること

②住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であること

- 延長期間（11年目から13年目まで）の特別税額控除額

①住宅借入金等の年末残高 × 1% （上限：一般住宅40万円・認定住宅50万円）

②（住宅取得価格 － 住宅取得価格に含まれる消費税額等） × 2% ÷ 3

①、②のいずれか少ない金額が控除額となります。